

## 過伯設について

続・対南方関係の西周青銅器

国際文化論教室 豊田 久

西周時代の中期、周の昭王が楚荆を伐ち、南行したのと同様関係するのではないかとされる器に、過伯設がある。前回見た、伐荆を云う壘設もこれに含まれる<sup>(1)</sup>。この、成周王朝の君主は、「四方の匍有」者（王）と云われ、東夷、南夷など、民族の多様性をもった、独立的な「四方」領域の世界を遍く一つに秩序立てることが、同時に、天命を受けた、「上下の匍有」者即ち「天命の膺受」者（天子）であると共に、王朝を開く君主の君主たる根拠とされていた<sup>(2)</sup>。本稿は、前回につづき、成周王朝成立の対象領域、広大な「四方」（「萬邦」）領域の経営の内、周による対南方経略の基礎的研究の一環である。

※ ※ ※

先ず、過伯設銘の拓本から整理してみたい。この器が、はじめて著録されてくるのは、一九一六年刊の鄒安の『周金文存』で<sup>(3)</sup>、この拓を拓（A）（図①）とする。それには、「適廬所蔵」、「章甫手拓」の印が

押してある。「適廬」は周存の編者鄒氏の号である。よって、鄒氏の所蔵器であることが分かる。又、一九一七年序の羅振玉の家蔵の銅器圖録、『夢軒草堂吉金圖』にあるこの器の拓



図①



図②



図③

は<sup>(4)</sup>、周存と別拓であり、拓（B）（図②）とする。更に、一九三五年刊の郭沫若の『兩周金文辭大

系圖録・録』(旧)は拓(B)と同じ<sup>(6)</sup>。次に、一九三五年序の劉體智の『小校經閣金文拓本』は<sup>(6)</sup>、拓(A)、拓(B)と別拓で、拓(C)(図③)とする。それには、「善齋吉金」、「里堂藏彝器文墨本」の印が押してある。「善齋」は小校の編者劉氏の号である。「里堂」は、この拓を持った人である。

そして、一九三六年序の羅振玉の『三代吉金文存』は<sup>(7)</sup>、又別拓であり、拓(D)(図④)とする。そして、一九五七年刊の河出書房の『定本書道全集』(1)、一九五七年刊の郭沫若の『兩周金文辭大系圖録攷・録』(新)、一九六三年刊の二玄社の『金文集』(2)、一九六六年刊の白川静氏の『金文通釈』第一四輯、に載すそれぞれの拓はすべて、拓(D)である<sup>(8)</sup>。

又、今日、旅順博物館が収蔵する、この器の拓が、一九八七年刊の中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』第七冊と、一九八八年刊の馬承源編『商周青銅器銘文選』三、に載せられており、皆別拓で、それぞれ拓(E)(図⑤)、拓(F)となる<sup>(9)</sup>。

これらの拓の中で、うぶな原拓を見ると、周存の拓(A)は、他の拓(B)、(C)、(D)に比べ、一行目の一字目の「過」の下辺にある「止」の字の筆画がよく出てないことや、二字目の「白」の字の筆画がやはりよく出ておらず、鏽のほりおこしが十分でないことなどから、拓(A)がうぶな拓であることが分かる。

次に、スペーサーは、周存の原拓では見えにくいですが、他の拓、特に拓(E)で見ると、銘文の二行目、三行目のまん中、二行目の「孚」、「金」の字と、三行目の「室」、「寶」の字との間に、はっきりと、白く、丸く見えている。このように、スペーサーがうまく配置されているのは、松丸道雄氏が指摘するように、この器が偽器、偽銘でなく、真器、真銘の証拠となるであろう<sup>(10)</sup>。

銘文の文字については、周存附説に、この器銘を「王朝文字之至佳者」としている<sup>(11)</sup>。この文字の書き手の特色として、一行目、三字目の「從」の字の「从」の先が、はじめの筆の入り方が、ボトンと肥くなっており、又、同じことは、一行目、五字目の「伐」の字の「イ」の先にも見られる。これは、この書き手の筆の使い方の特色であり、おそらく毛筆に依って書かれたこの下書きの筆使いの肥瘦が、工人によって、忠実にほられているのであろう。又、一行目の一番下の「反」の字の「又」や、三行目、一番上の「宗」の字の「示」、「隣」の字の両手など、それぞれたて畫の真ん中が太くなっているのも特長的である。更に、三行目、二字目の「室」の字の一番下の横畫が、左から右へ細くなっている特色がある。

又、二行目、二字目の「孚」の字が、『金文編』三、一七オ、ウで見ると<sup>(12)</sup>「匕」が真横になっているのは珍しい。又、二行目、三字目の「金」の字は、『金文編』一四、一オ～二オで見ると、上の「A」と下の「王」とがくっつくのが普通であり、離れているのは、誤字と云えるのかもしれない。これらから、文字の書き手は優れているが、この銘の作成者が、王室側に対し、過伯側である可能性も出てくるように思える。又、後述するように、「從王」以外に「王」との関係が記されていない



図④



図⑤

のも注目されよう。この器の出土地は不明であるが、類似の銘文をもつ関連器も含めて、更に考えてみたい。又、祖本の設定が必要となるかもしれない。三行目、四字目の「隣」の字は、「尊」の上に蓋のついている形である。

次に、収蔵者については、羅振玉の所蔵器を載す、一九一七年序の夢邨に「未著録、丹徒劉氏食舊堂舊藏」とある<sup>(13)</sup>。丹徒の劉氏食舊堂とは、有名な甲骨文字の発見者の一人、『鉄雲藏龜』の作者劉鉄雲（字）即ち劉鷲のことである。又、前後して刊行された周存には、収蔵者として「丹徒劉氏、杭州鄒氏、上虞羅氏」とあり、附説に「相傳王文敏舊藏、然余輯文敏拓冊、未見此文、有座足已損、余得之丹徒劉氏、旋為羅參議博易去、宗室寶器自是王朝文字之至佳者」とある<sup>(14)</sup>。杭州の鄒氏と



図⑥

は、周存自身の編者、鄒壽祺即ち鄒安のことである。周存拓に「適廬所藏」、即ち鄒安（適廬）所藏の印が押してあった。学録の劉鷲の条に、劉鷲の藏彝器百餘種は皆王文敏即ち王懿榮（文敏は諡号）の舊物とある<sup>(15)</sup>。周存の附説は、そのことを云っているのであろう。王懿榮所藏の甲骨千余片が、彼の死後、劉鷲の手に移ったのは有名な話だが、附説には、文敏の拓冊に、この器銘はないと云う。学録を見ると、王文敏の生卒が一八四五～一九〇〇年、劉鷲が一八五七～一九〇九年であるから<sup>(16)</sup>、もし王文敏が持っていたら、一九〇〇年頃に劉氏の手に移り、更に、一九〇〇年代のはじめに、この器は鄒氏に移ったのであろう。周存には既に羅氏藏を云い、一九一七年序の羅氏の家藏器の図録、夢邨に著録されているから、その時まで、鄒氏から上虞の羅氏に移ったことになる。そして更に、最近出版された金文集成、銘文選によると<sup>(17)</sup>、この器は、現在、遼寧省の旅順博物館に所蔵されている。羅氏は旅順に住み、この地との関係は深いが、この収蔵に至る詳しいことは不明である。そして、そこに載せられた拓本は（器影は載せられていない）、これまで著録されたこの器の銘文拓本と、スペーサーの位置も含め、全く同じものである。よって、まちががなく夢邨らに著録されたものと同一殷である。

夢邨に、器影が載せられているが（図⑥）、器制は容庚の『商周彝器通考』上冊に、「口飾鳥紋一道、足飾斜角雷紋一道、兩耳作獸首形有珩。方座殘破、前後有獸首而虛其下。」と簡単にある<sup>(18)</sup>。又、銘文選に「高一八、四、口徑一六、四、方座每辺長一五、一厘米」



図⑦



図⑧



図⑨

と記してある<sup>(19)</sup>。この方座殷については、別途総合的に考えてみたい。

次に銘文を見ると、「過白従王伐反（これまで一行目）荆，孚金，用乍（これまで二行目）宗室寶隙彝（これまで三行目）」と釈文される。銘文初めの「過伯」の「過」は、夢鄣，周存は、「迨白」，文選にそのまま釈して「迨伯」にしているが，両周，通釈は，唐蘭の釈に順って「過伯」につくっている。そして，両周は卜辞に「𠄎」字，それに従う「𠄎」字があることを述べている<sup>(20)</sup>。又，通考が春秋・戦国期の作とする<sup>(21)</sup>，羅振玉所蔵の魚鼎匙銘（図⑩，左下の二字）に両「𠄎」字があり，それも亦これに従ってつくっておるとされ，唐釈に依れば，「𠄎」字は「骨」と釈すべきことを両周は挙げている<sup>(22)</sup>。

甲骨文字の「𠄎」字については，綜類に掇一，四三二（図⑦，上の左側），粹一三〇六（図⑧，上の真ん中），佚九五〇（図⑨）の三例が挙げてある<sup>(23)</sup>。掇一，四三二のその字は人名，佚九五〇のその字は地名を指すようである。又，類纂等では，佚九五〇の字を，両周と同じく「𠄎」（𠄎）のように，左右両者で一字と見ている。又，他にも，「𠄎」（𠄎），乙，七六八（図⑩，一番下）のような字も見える<sup>(24)</sup>。

この字の考釈については，于省吾は，「釈𠄎」において，甲骨文の「𠄎」の字は，「𠄎」或いは「𠄎」の形につくるとし，先の于氏が晩周器とする魚鼎匙銘の両「𠄎」字の部分を，文選の攷釈において，「籒出籒入」として「𠄎」字を「籒」と釈して，この字を「籒當讀滑」と「滑」と読むべきと解する。又，そこでは，「滑」を扞と為して，乱と訓じたのを誤りとして，「滑利」の利の意味にとっている。又，于氏は「甲骨文𠄎字本象骨架相支撐之形，其左右的小豎劃，象骨節轉折處突出形。」とし，そして，「金文籒字从骨作𠄎，係从肉𠄎聲の形聲字。象形字再加形符，變作形聲，乃文字孳乳之慣例。」と解している。そして，この過伯殷と過伯爵（図⑫）の「過」の字の「𠄎」が，甲骨文と同形であることを云い，これが「骨」字の初形であるとしている<sup>(25)</sup>。なお，于氏は「過伯」を「過伯」と云い換えてあるが，この過伯殷を，通考，断代，河出は，「過伯殷」と釈している。「過」に「口」をつけた「過」について，『金文編』，『金文詁林』，『古文字類編』の「過」の字の条に，西周金文にはこの「過」の字二例を挙げるのみで，「過」を「過」に釈している<sup>(26)</sup>。「過」となるのは，春秋以降のようである。

又，徐中舒も「怎樣考釋古文字」において，「骨」の字を甲骨文に「𠄎」に作り，篆文に「𠄎」，「𠄎」に作るとして，「𠄎象肩胛骨形，牛肩胛骨其形甚長，有長一尺至二尺左右（見小屯南地出土骨版）」とし，「故甲骨文畫骨版作虛線斜線以示其長度。」と解している<sup>(27)</sup>。

「𠄎」字が「骨」字の初字であるとする事については，



図⑩

図⑩



図⑫

高明も「古文字的形傍及其形体演变」において、「過」字の形傍の条に、「𠂔」が「骨」の本字として、その表(図⑬)を挙げている。そこにも過伯殷の例が挙げられている<sup>(28)</sup>。なお、説文には、「骨」字は、「肉之𠂔也，从𠂔有肉」とあり、「𠂔」字は、「剔人肉置其骨也，象形，頭隆骨也」と解してある。

過伯殷と同じ「過伯」の名が見える、先に引かれた過伯爵は、憲齋、二二、二三ウ、小校、六、六六ウ、5、三代、一六、三二ウ、6、と

	甲骨文	金文	战国文字	篆	隶书
偏傍	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
字	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
例	𠂔 𠂔 𠂔	𠂔 𠂔 𠂔	𠂔 𠂔 𠂔	𠂔 𠂔 𠂔	𠂔 𠂔 𠂔

図⑬

も皆同拓である<sup>(29)</sup>。この銘文に「過白乍彝」とある。又、憲齋に「潘文勤公藏」とある<sup>(30)</sup>。潘文勤(祖蔭)は学録によると、その生卒は一八三〇～一八九〇年である<sup>(31)</sup>。この過伯の「過」の字は、スペースの関係があったのかもしれないが、左側の「𠂔」がない。両器の「過伯」の関係ははっきりしないが、一つの可能性として、劉鶚や過伯殷の相伝による旧藏者王懿榮の生卒は一八四五～一九〇〇年らであったから<sup>(32)</sup>、両伯に関係あると見ると、この収蔵者三人は同時期の人であり、推測にすぎないが、同じ頃(又は同地)に出土した可能性があるかもしれない。その紋様の時代観も含め、留意して、更に調べてみたいと思う。又、「𠂔」と云う、西周時代に他に例のない、甲骨文字にもあまり類例の多くない、甲骨文字以来の類似の文字を使ったとすれば、両「過伯」が同じ国である可能性も出てくるように思える。

この「過」については、両周は古に過国ありとして、『左伝』襄公四年の条に、夏代の「有窮の後羿」の意味を説明した魏絳の言葉として、后羿に取って代わった寒浞が、「(寒)浞因羿室，生澆及豷，……使澆用師滅斟灌及斟尋氏，處澆于過，處豷于戈」とあるのを引いて、この「過伯」は、或いはその後ならんかと解している<sup>(33)</sup>。杜注に「過，戈皆国名，東萊掖縣北有過郷，戈在宋鄭之間」とある。又、この過国については、陳槃の『春秋大事表列国爵姓及存滅表異』にも、その条に、この過伯殷を引用して、唐蘭、郭氏が過国と釈するを挙げている<sup>(34)</sup>。又、楊伯峻の『春秋左伝注』にも、両周が過伯殷銘の「過」が、この国の後であるという説を引き、「路史国名紀六謂夏之有過乃豷姓国，但隠十一年左伝孔疏及急就篇注引世本氏姓篇及潜夫論志氏姓篇皆謂過任姓」と述べている<sup>(35)</sup>。

即ち、『左伝』によると、夏王朝の時代に、「過」は寒浞の子澆が封じられた国とある。又、この「過」の澆は、稟にも作る。即ち、『論語』憲問に、「羿善射，稟盪舟，俱不得其死然，禹禘躬稼而有天下」とあり、集解に「孔曰，羿，有窮国之君，篡夏后相之位，其臣寒浞殺之，因其室而生稟，疏に「傳又曰，……浞因羿室，生澆及豷，……澆即稟也」と解している。又、この「過」の澆は、『楚辞』天問にも、「惟澆在戸，何求于嫂，……覆舟斟尋，何道取之」と歌われている。

又、『史記』吳太伯世家にも、越を敗った呉王夫差がこれを許さんとした時、伍子胥が呉王を諫めた言葉として、この夏王朝時代の過国が引用され、「伍子胥諫曰，昔有過氏殺斟灌以伐斟尋，滅夏后帝相，帝相之妃后緡方娠，逃於有仍而生少康，少康為有仍牧正，有過又欲殺少康，少康奔有虞，……使人誘之，遂滅有過氏，復禹之績，祀夏配天，不失舊物」とある。集解に「過，国名也」とあり、索隠に「寒浞之子澆所封国也，豷姓国，晋地道記曰，東萊掖縣有過郷，北有過城，古過国也」と解している。いずれにしても、文献に云う過国は古い伝承をもつようである。

この「過」の国の場所は、両周に杜注の「東萊掖縣北有過郷」を引いており<sup>(36)</sup>、先の『史記』索隠には「晋地道記曰，東萊掖縣有過郷，北有過城，古過国也」とあった。又、先の『春秋左伝注』

には、「據杜注，在今山東省掖縣稍西北近海處，或疑在今太康縣東南」とある<sup>(37)</sup>。この太康縣の東南かという説については、程癸軻の『春秋地名今釋』に、襄公四年の「過」について、「余疑過即渦，在今淮陽・太康兩縣東南，水經注所謂過水也，與戈為近，戈在宋・鄭之間，豈有舍中原而遠處掖縣」とあり，過国を中原より遠い，山東の東萊から，「過」を「渦」として，淮陽・太康の東南，過水の近き所にありとしている<sup>(38)</sup>。大事表誤異は，これらの説を挙げて，過氏もまた嘗って国を遷移したものではないかと解している<sup>(39)</sup>。この考えからいけば，過国の後が，周と同じ西土にあってもよからう。

又，通釈は，おそらくこれらの説を考慮して，大康付近に渦水があり，東南流して淮水に入る。これより少しく南方の地が古の楚荆の地であったと考えられ，楚荆を伐つには「過伯」がその地に近かったのであろうとして，『春秋』経・莊公三年の条に，魯公が鄭伯と紀のことを相談しようとして，「（魯）公次于滑」を挙げ，過伯殷銘の「過」の字が，「骨」の省文に従うものかとして，この「滑」，渦水と過伯の名の関係を考えている<sup>(40)</sup>。この「滑」について，杜注に「滑鄭地，在陳留襄邑縣西北。」とあり，劉文淇の『春秋左氏伝舊注疏證』に「公，穀，滑皆作郎，郡国志，陳留郡襄邑有滑亭，大事表，今河南歸德府睢州有滑亭」とあって，後漢志や大事表を引く<sup>(41)</sup>。又，『春秋左伝注』には，「滑，鄭国地名，當在今河南省睢縣西北」とある。又，銘文選の解釈も，これらの説に近い<sup>(42)</sup>。

ただ，その銘文に「王」の「南征」を云う，この器と同時期かやや遅れると云われる新出の啓卣，啓尊は，やはり，東萊掖縣に近い，その東北の山東黃縣に出土している<sup>(43)</sup>。従来云われる「過」の地については，文献資料との結びつきによったもので確証のあるものではないが，王の南征時と，同時期の東の山東方面の異族との関係は，周の対南方経略の大きな視野から見て，楚荆勢力の中心地との問題はあるが，殷・周時代を通じ，歴史的に常に注目される所ではないかと思われる。他の南方関係器なども含めて，山東方面と周の南進路との両者の関係については，更に考えてみたい。

又，たとえば，甲骨文との関係には問題が残るが，「過伯」の「過」と積される字が，前代以来と云う伝承をもつ東方系の古い家柄の国（族）として，それが，用例の少ない殷代の甲骨文字以来の古い字形を使っているとすれば，そこに何らかの関係があるのかもしれない。作銘主体の問題と絡むが，後考に俟ちたい。

次に，銘文の「伐反荆」については，𠄎殷銘（両周録二六オ）の「𠄎從王戍荆」，𠄎駿殷銘（両周録二六オ）の「𠄎駿從王南征，伐楚荆」らと共に，唐蘭，両周に，これらの殷を昭王南征時の器と解している<sup>(44)</sup>。これについては，『左伝』僖公四年の条に，北の覇者，齊の桓公が南で覇を唱える楚を伐った時，桓公は楚に対し，「昭王南征而不復，寡人是問」とあり，これに対し楚は，「昭王之不復，君其問諸水濱」と答えたという，有名な話がある。『春秋左伝注』の同年の条にも，楊伯峻はこの過伯殷等の三器の銘文を引いている<sup>(45)</sup>。又，『初学記』巻第七，漢水の条に引く竹書紀年に「周昭王一六年，伐楚荆，涉漢，遇大兕」とあり，又，「周昭王一九年，天大暄，雉免皆震，喪六師于漢」とある。又，『太平御覽』巻八百七十四，天光に引く竹書紀年に「周昭王末年，夜有五色光貫紫微，其年王南巡不退」とある。これらの記事から，過伯殷銘の「伐反荆」の時代を，諸氏は昭王時にあてて考えているのである。

ただ，断代は，これらの器を成王時の器として，具体的ではないが，器制や，史書に武庚の叛に参預した楚を成王が伐ったとあること，又，西周前期の成王時の器とする令殷銘（両周録二オ）に「伐楚伯」とあること，などをその理由としている<sup>(46)</sup>。しかし，器制については，杜巳奈氏は，過伯殷を西周中期においており<sup>(47)</sup>，又，西周中期の作の，新出の史墻盤銘に<sup>(48)</sup>，銘文冒頭より「文王」以下の周六王の功績が記されており，この「昭王」については，「楚荆」を征して「南行」した

ことが、特筆して述べられていて、周の昭王南征の事実が確認されている。南方関係器を総合的に整理した上で判断すべきことであるが、この過伯段が、型式学的編年からすると西周中期に位置すべきと考えられていることや、史牆盤銘から、周の王では、「昭王」が南征して「楚荆」を伐ったことが、「昭王」の事績として、当時有名であったこと等から、今は、唐蘭、両周等に従っておき、他の南方関係器を考釈した上で、周の対南方経営等について再度検討してみたいと思う。

又、「伐反荆」と同一表現を西周金文に見てみると、郭氏が成王時代の作とする中齋銘、二(両周録六ウ)に、「佳王令南宮伐反虎方之年」とあり、「虎方」の「反」を云う。この「反」した「虎方」とは、両周に甲骨文に見える「虎方」として、下文に「南国」の名が見えている所から、江、淮流域の方国としている。又、白川氏は、同じく甲骨文の「虎方」として、淮水上游方面の方族と解し、淮水流域は当時「南国」と呼ばれる範囲にあったと解している<sup>(49)</sup>。この「南国」とは、異族の住む「四方」(「四国」)領域の経営の中心となる「中国」(「成周」)から見て云っているのであろう。又、郭氏が成王時代の作とする壺鼎銘(両周録八ウ)に、「王令趨戠東反夷」とあり、「戠東反夷」とある。「戠」は両周は「捷」とし、積微居は「截」、通釈は「伐」と釈しているが、「伐」の義でよからう<sup>(50)</sup>。「反」は古籀、文選に「叛」と釈する<sup>(51)</sup>。「東夷」の「反」を云うものである。又、郭氏が成王時代の作とする旅鼎銘(両周録一二ウ)に、「佳公大保來伐反夷年」とあり、「伐反夷」とあって、やはり「夷」の「反」を云う。綴遺に、この「公大保」即ち召公奭や文献等との関係から、この「反夷」を西方諸戎とするが、断代、通釈は東夷と解する<sup>(52)</sup>。この器は、先と同じく、山東の黃縣萊陰出土とされており<sup>(53)</sup>、もとより東夷、南夷を指すものと思われる。

以上の、伐たれた「反荆」や「反虎方」、「東反夷」、「反夷」の「反」とは、先秦王朝を開いた成周に敵対するものであり、それは周より見て程度の差はあれ、多様な異族即ち「方蛮」(史牆盤銘)を指しているであろう<sup>(54)</sup>。西周金文によると、成周王朝開設のための経営領域は「四方」(「萬邦」)と呼ばれており、その支配は「四方の匍有」、「不廷方の率懷」などと「王」の命書に表現されていた<sup>(55)</sup>。即ち、「四方」の領域に居住する、背服常なき多様な「方蛮」の征伐などとその来廷、来朝を云うのである。この、「四方」領域の経営における東方、南方等の異族(「方蛮」)の来廷、来朝、即ち国際的の平和を意味する「四方の匍有」(「王」の位)を待って、多種多様な世界を一つに統合する成周王朝の成立が考えられていたのである。又、このような先秦王朝を開いた周に対する、多様な異族の「反」の具体的意味を知るために、殷王朝から成周王朝への交替時のその継承の正当性と独立的な「四方」の諸民族の動向、そして、王朝そのものの意味についても、更に問題となる。

又、「孚金」は銅を得たことを云う。南方と銅、「孚金」らの関係については別論したい<sup>(56)</sup>。

次に、銘文に「用作宗室寶鬲彝」とある。この「宗室」については、他の西周金文の用例を整理してみると、厲王自身の作器とされる猷段銘に「王曰、……禹整先王宗室」とあり、張亞初は、「即并拳遍祀先王宗廟、以示虔敬孝順之意」として、この「宗室」を、先王の宗廟の意に解している<sup>(57)</sup>。又、郭氏が穆王時代の作とする善鼎銘(両周録三六オ)に、「(善)用作宗室寶鬲、……其用格我宗子雩百姓」とあり、「宗室」、「宗子」とある。「宗室」は過伯段銘と同例、又、積微居は、この「宗子」の意味について、一、「王之適子」、二、「適長子」、三、「大宗子」、の三例を挙げて、二、か三、であろうと解する。両周は「本宗之子弟」とし、通釈は宗廟の祭祀に参加する同族の「宗子」は本宗、「百姓」はその支裔と解する<sup>(58)</sup>。又、郭氏が共王時代の作とする豆閉段銘(両周録六〇ウ)に、「作朕文考鬲叔寶鬲、……萬年永寶用于宗室」とあり、やはり、自分の父親の祭器を作り、永く「宗室」に用いんとある。そうすると、「宗室」とは、祖先神が祭られているところであろう。銘文選には大宗の廟とある<sup>(59)</sup>。

又、郭氏が宣王時代の作とする兪伯殷銘（両周録一三七ウ～一三八オ）に、「用作朕皇考武兪幾王隣殷，用好宗廟，……婦聿其萬年，日用享于宗室」とあり、「宗廟」，「宗室」とある。両周に「好」は孝と読んで、「孝者言也，養也，于宗廟固可言孝」とあり，積微居に「孝宗廟猶言孝於先人耳」とする<sup>(60)</sup>。又，断代が昭王時代の作とする尹姑齊鼎銘に「穆公作尹姑宗室于繇林」とあり<sup>(61)</sup>，「宗室」とある。断代に「穆公為其妻尹姑在某林之地，作了宗室」とし，通釈は「宗室」は迺伯殷銘に「用作宗室寶隣彝」とあるように，祀廟のあるところであるとする。又，伊藤道治氏は，「宗室」とは，ある独立した家系のことであり，この銘文では宗廟を作ったというよりも，尹姑を分家させ，土地を与えて独立させたものと考えられるとして，「宗室」の言葉に，宗廟と共に，家系の独立性を重視している<sup>(62)</sup>。宗邑に類似するかもしれない。祖先神が祭られる「宗室」があることは，支配関係からすれば，資産も含め，一種の独立性を認めたことを意味するものであろう。このことは重要である。

この他の「宗」の用例には，郭氏が穆王時代の作とする静貞銘（両周録二八オ・ウ）に，「静拝頤首，敢対揚王休，用作宗彝」とあり，同じく懿王時代の作とする卯殷銘（両周録七三オ）に，「賜汝……宗彝一」，又，同じく厲王時代の作とする小克鼎銘（両周録一一三オ～又一五オ）にも，「克作朕皇祖釐季寶宗彝」とあり，「宗彝」とある。これらは，迺伯殷銘の「用作宗室寶隣彝」と同じく，「宗室」の彝器の意味であろう。又，郭氏が成王時代の作とする保貞銘に<sup>(63)</sup>，「用作文父癸宗寶隣彝」とあり，「文父癸宗」の「寶隣彝」とある。断代に「稱其父廟為癸宗，與卜辞同」と解するが<sup>(64)</sup>，この「宗」は廟を意味しているだろう。又，郭氏が成王時代の作とする班殷銘に「烏虘，不忒朕皇公，受京宗懿釐，毓文王王似聖孫，登于大服，広成厥功」とあり<sup>(65)</sup>，「京宗」とある。郭氏は「他受到王朝宗室的美好的福蔭」とし，通釈は「京宗は周京にある周の宗廟をいう」と解する<sup>(66)</sup>。ほぼ，宗廟の神の福釐を享けるの謂であらう。

又，唐蘭らが成王時代の作とする矧尊銘に<sup>(67)</sup>，「王誥宗小子于京室」とあり，「宗小子」とある。唐蘭は，「并且是周王朝的宗族，所以矧是“宗小子”中的一人，……這個京室顯然是成周的宗廟」とし，陳昌遠は「所以曾運乾先生在《尚書・多士篇》注曰，“小子，同姓小宗也”。在西周盛行宗法，宗法最重要的是宗子，宗子者，別子之後，世世之嫡長子均謂之宗子，……“何”的身份是與王同宗的別支，などと解されている<sup>(68)</sup>。又，郭氏が懿王時代の作とする盞駒尊銘にも<sup>(69)</sup>，「王弗望厥舊宗小子，……萬年保我萬宗」とあり，「舊宗小子」，「萬宗」とある。李学勤は，父子間相統でない王の旧宗の小子とし，又，王の支配対象として云う「萬宗」の「宗」を氏族に解している。又，「舊宗小子」を周尊生は盞を王と同宗とし，通釈は，大族旧家と解している<sup>(70)</sup>。

この他にも，「皇宗」（令殷銘，両周録二オ），「公宗」（小子生尊銘<sup>(71)</sup>），「宗君」（六年召伯虎殷銘，両周録一三五オ）などがある。宗廟や宗族の君の謂であらう。又，都邑名としての，宗邑の意味に近い「宗周」も，金文に屢々見られる。このように，西周金文の「宗」の意味には，宗室，宗廟，宗族，本宗，独立した家系，宗邑，など種々に分類できる。いずれにしても，支配者としての，祖神らと共にする血縁的集団がその背景にあらう。

この迺伯殷銘の場合は，祖先神を祭る彝器を作ったことを云うものであろうが，王に従う外征の事績を記して「宗室」の祭器がつくられていることは，当時の社会における，祖先神やその福釐，又，血統の重要性を示唆するものであろう。ただ，「迺伯」の名や，「王休」に対揚する語が記されず，更に，祭祀対象となる，一般に王朝の先王との関係を云う，その先祖考の名が記されていないところ等に，大きな特色がある。更に考えてみたい。

## 注

- (1) 拙稿「壺殷について——対南方関係の西周青銅器——」鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会学科)一九九三年,第四四巻第一号。
- (2) 拙稿「周王朝の君主権の構造について——「天命の膺受」者を中心に——」『西周青銅器とその国家』松丸道雄編,東京大学出版会,一九八〇年,所収,など参照。
- (3) 鄭安『周金文存』(後,周存と略称)一九一六年,三,一〇九オ。
- (4) 羅振玉『夢邨草堂吉金圖』(後,夢邨と略称)一九一七年序,二四オ,影,二四ウ,拓。
- (5) 郭沫若『兩周金文辭大系圖録・録(旧)』(後,兩周録と略称)一九三五年,二六オ。
- (6) 劉體智『小校經閣金文拓本』(後,小校と略称)一九三五年序,七,四〇ウ。
- (7) 羅振玉『三代吉金文存』(後,三代と略称)一九三六年序,六,四七ウ。
- (8) 『定本書道全集1』一九五六年,河出書房,拓,七〇頁,考釈(赤塚忠),一七三頁。郭沫若『兩周金文辭大系圖録攷・録(新)』一九五七年,二六オ。『金文集二』一九六三年,二玄社,拓,十一頁,考釈,六五頁。白川静『金文通釈』(後,通釈と略称)第一四輯,一九六六年,過伯殷の条。
- (9) 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』(第七冊)(後,金文集成と略称)中華書局,一九八七年,一二三頁。馬承源編『商周青銅器銘文選』(三)(後,銘文選と略称)文物出版社,一九八八年,五七頁。
- (10) スペーサーについては,松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」同氏編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会,一九八〇年,所収,九四~一一八頁,参照。
- (11) 周存,金説,三,三ウ。
- (12) 容庚『金文編』(修訂),科学出版社,一九五九年。
- (13) 夢邨,目上一,ウ。
- (14) 周存,三,九オ。注(11)に同じ。
- (15) 松丸道雄編『新編金石学録』(学録と略称,後に同じ)一九七五年,汲古書院,一五九頁。
- (16) 学録,一九頁,一五九頁。
- (17) 金文集成,二一頁。銘文選,七三頁。羅振玉は,旧満州国の建国にも係わっていた(花岡千春『羅恭敏公(振玉)正傳』,一九四二年成,など参照)。
- (18) 容庚『商周彝器通考』(後,通考と略称)上,燕京学报專刊之十七,哈佛燕京学社刊,一九四一年,三四三頁。
- (19) 銘文選,七三頁。
- (20) 以後,特に必要のない時は,本文に略称をはじめから用いた。于省吾『雙劍多吉金文選』(文選と略称,後に同じ)一九三三年,下二,一〇オ。郭沫若『兩周金文辭大系攷釈』(兩周と略称,後に同じ)一九三五年,五四オ,ウ。唐蘭「西周青銅器断代中の“康宮”問題」考古学報一九六二年第一期,三四頁。注(13)の夢邨,注(14)の周存,注(8)の通釈に同じ。
- (21) 通考,上,三七三頁。
- (22) 注(20)の兩周に同じ。
- (23) 島邦男『殷墟卜辭綜類』汲古書院,一九七一年(増訂本),五〇九頁。郭若愚『殷契拾掇』(掇と略称),一九五一年。郭沫若『殷契粹編』(粹と略称),一九三七年。商承祚『殷契佚存』(佚と略称),一九三三年。
- (24) 姚孝遂『殷墟甲骨刻辭類纂』(類纂と略称)下,中華書局,一九八九年,一三四〇頁。董作賓『小屯・殷墟文字乙編』(乙と略称),一九四九年。
- (25) 于省吾「釈凸」『甲骨文字積林』中華書局,一九七九年,三六七~三七〇頁。
- (26) 注(18)の通考に同じ。陳夢家「西周銅器断代」(断代と略称,後に同じ)(三),考古学報一九五六年第一冊,七八~八〇頁。注(8)の河出に同じ。『金文編』,二,二一ウ。周法高編『金文詁林』第二冊,香港中文大学,一九七四年,八七七頁。高明編『古文字類編』中華書局,一九八〇年,一〇六頁。
- (27) 徐中舒「怎樣考釈古文字」『古文字学論集』香港中文大学,一九七九年,一六頁。
- (28) 高明「古文字の形傍及其形体演變」『古文字研究』第四輯,中華書局,一九八〇年,五五~五六頁。
- (29) 吳大澂『憲齋集古録』(憲齋と略称)一八九六年成。

- (30) 注(29)の憲齋に同じ。
- (31) 学録，一六一頁。
- (32) 注(16)の前者に同じ。
- (33) 注(20)の両周に同じ。
- (34) 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表誤異・參』（後，大事表誤異と略称）中央研究院歴史語言研究所，專刊之五十二，一九六九年，一二五〇～一二五三頁。
- (35) 楊伯峻『春秋左伝注』中華書局，一九八一年，襄公四年の条，九三八頁。
- (36) 注(20)の両周に同じ。
- (37) 注(35)の楊氏に同じ，九三七頁。
- (38) 程癸朝『春秋地名今釈』春秋左氏伝地名図考第二編，広文書局，一九六七年。
- (39) 注(34)の大事表誤異に同じ。
- (40) 注(8)の通釈に同じ。
- (41) 劉文淇『春秋左氏伝舊注疏證』香港太平書局，一九六六年，莊公三年の条，一三八頁。
- (42) 注(35)の楊氏に同じ，莊公三年の条，一六〇頁。銘文選，七三頁。
- (43) 齊文濤「概述近年来山東出土的商周青銅器」文物一九七二年第五期，など参照。
- (44) 両周，五四オ，𡗗殷殷の条。
- (45) 注(35)の楊氏に同じ，僖公四年の条，二九一頁。
- (46) 断代，(三)，七九～八〇頁。
- (47) 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究——殷周青銅器綜覧——』圖版，吉川弘文館，一九八四年，一〇四頁。
- (48) 史牆盤銘については，陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期，唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意志——陝西扶風新出牆盤銘文解釋——」文物一九七八年第三期，裘錫圭「史牆盤銘解釋」文物一九七八年第三期，など参照。
- (49) 両周，一七オ，白川静「安州六器通釋」『甲骨金文学論叢』十集，一九六二年，所収，二四～二五頁。
- (50) 両周，二〇オ。楊樹達『積微居金文説』（積微居と略称，後に同じ）一九五二年，卷一，二三〇頁。通釈，第五輯，一九六三年，壺鼎の条。
- (51) 孫詒讓『古籀拾遺』（古籀と略称）一八七二年成，中，一二ウ。文選，下一，九ウ。
- (52) 方濬益『綴遺齋彝器款識考釋』（綴遺と略称）一八九四年成，卷四，二ウ～三オ。断代，(一)，考古学報一九五五年第九冊，一七〇頁。通釈，第二輯，一九六二年，旅鼎の条。
- (53) 王献唐『黄縣鬲器』山東人民出版社，一九六〇年，一四四～一五一頁。
- (54) 拙稿「成周王朝と「上下」考（上）」鳥取大学教育学部研究報告（人文・社会科学）一九九二年，第四三卷第一号，三八頁，参照。
- (55) 注(2)の拙稿，三九八～四一一頁，参照。
- (56) 注(8)の通釈に同じ，七七七頁。万全方「商周王朝南進掠銅論」江漢考古一九九二年第三期，など参照。
- (57) 張亞初「周厲王所作祭器𡗗𡗗考——兼論與之相關的幾個問題——」『古文字研究』第五輯，中華書局，一九八一年，一五四頁。
- (58) 積微居，二一五頁。通釈，第二三輯，一九六七年，善鼎の条。
- (59) 銘文選，七三頁。
- (60) 両周，一四八ウ。積微居，卷三，九四頁。
- (61) 断代，(五)，考古学報一九五六年第十三冊，一一九頁。
- (62) 注(61)の断代に同じ。通釈，第十四輯，一九六六年，尹姑鼎の条。伊藤道治「第三章，土地と農民の支配」『中国古代國家の支配構造』中央公論社，一九八七年，一八四頁。
- (63) 郭沫若「保卣銘釋文」考古学報一九五八年第一期，など参照。
- (64) 断代，(一)，一五九頁。
- (65) 郭沫若「《班殷》的再發現」文物一九七二年第九期，八～十頁。
- (66) 注(65)の郭氏前掲論文に同じ。通釈，第十五輯，一九六六年，班殷の条。
- (67) 唐蘭「珂尊銘文解釋」文物一九七六年第一期，など参照。
- (68) 注(67)の唐氏前掲論文に同じ。陳昌遠「有關何尊的幾箇問題」中原文物一九八二年第二期。

- (69) 郭沫若「盨器銘考釋」考古學報一九五七年第二期。
- (70) 李學勤「郟縣李家村銅器考」文物一九五七年第七期。周尊生「郟縣周代銅器銘文初釋」文物一九五七年第八期。通積，第一九輯，一九六七年，盨駒尊の條。
- (71) 『西清古鑑』一七五一，二年成，卷八，四三オ，ウ～四四オ，断代，(三)，七七～八〇頁，など参照。

(1993年4月20日受理)

